

政策評価懇談会（第26回）議事録

1. 日 時

平成22年7月9日（金）10:00～12:08

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊藤 正志	毎日新聞論説委員
川端 和治	弁護士
(座長) 立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー
前田 雅英	首都大学東京都市教養学部長
山根 香織	主婦連合会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授

<省内出席者>

官房長	稲田 伸夫
秘書課長	中川 清明
官房参事官（予算担当）	佐藤 隆文
秘書課企画調査官	赤木 伸司
秘書課企画調整官	加畑 和宏
秘書課上席補佐官	久富 能行
人事課補佐官	川鍋 奨
会計課補佐官	伊藤 武志
施設課付	渡部亜由子
厚生管理官総括補佐官	木村 憲彦
訟務部門訟務広報官	小山田才八
司法法制部参事官	高松 宏之
民事局付兼登記所適正配置対策室長	内野 宗揮
刑事局参事官	森本 宏
刑事局付	吉田 雅之
矯正局成人矯正課企画官	島 孝一
保護局観察課処遇企画官	田中 一哉
人権擁護局参事官	横田希代子
入国管理局入国管理企画官	丸山 秀治

法務総合研究所総務企画部副部長 丸山 毅
公安調査庁総務部総務課企画調整室長 下石畑 厚

<事務局>

官房参事官（総合調整担当） 佐々木聖子
秘書課付 山口修一郎
秘書課補佐官 岡村由美子

4. 議 題

平成21年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について

5. 配布資料

- 資料1：政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン
- 資料2：政策評価の実施に関するガイドライン
- 資料3：租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン
- 資料4-1：平成22年度法務省行政事業レビュー行動計画
- 資料4-2：法務省行政事業レビュー（公開プロセス）の結果について
- 資料5：法務省政策評価に関する基本計画
- 資料6：平成21年度法務省事後評価の実施に関する計画
- 資料7：平成21年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

6. 議 事

- 立石座長：おはようございます。定刻になりましたので、これより第26回政策評価懇談会を開催いたします。本日は早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、まず、法務省稲田大臣官房長からごあいさつをお願いします。
- 官房長：官房長の稲田でございます。政策評価懇談会委員の皆様方におかれましては、お忙しいなか、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、本日御出席いただきました先生方におかれましては、御再任あるいは御新任ということで、また新たな任期をお願いすることになりました。いずれにつきましても、大変お忙しい中、こちらからいろいろとお願いすることもございますが、是非、よろしく願い申し上げたいと存じます。改めて申し上げるまでもございませんが、政策評価につきましては、その客観的かつ厳格な実施を確保するという観点から、法務省におきましては、民間の有識者の先生方にお集まりいただきまして御意見をいただくということで、既に25回まできたところであります。今日は26回目の会議をお願いすることになったわけでありまして。とりわけ、政権が交代いたしまして、皆様方も御承知のとおり、予算の執行の適正化が厳しく言われるようになりまして、法務省におきましても、「予算監視・効率化チーム」というものを副大臣の下で立ち上げることとなりました。ここでは、いわゆる事業の点検といいますか、各府省で事業仕分けを実施するというところで、先だって実施させていただき、この中にいらっしゃる中村委員にも御出席いただき、大変御苦勞をいただきました。ありがとうございました。このようなことをしていくということは、予算の観点での仕分けではございますけれども、結局のところ予算は、政策の実施のためにあるわけでありまして、予算の見直しをしていくということは、実質的には、政策の見直しをしていくという

ことをごさいます、公開のプロセスで仕分けを実施いたしましたもの以外につきましても、全体につきまして議論をしていくこととなっておりますので、その観点からもこのような政策評価という形で、政策の中身についても御協議をいただき、見直しをしていくということがこれから一層大切になっていくと認識しているところであります。そのような観点から、是非活発な御意見を頂戴いたしまして、私どもの気付かないところ、あるいはこれから考えていかなければならないところにつきまして、御指摘をいただければ、幸いです。是非よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○立石座長：どうもありがとうございました。今もお話しがございましたが、各省内の事業仕分けということで、法務省の関連では、中村委員も御参加いただいて、活発に御意見を言っていたいてありがとうございました。御苦勞様でございました。

続きまして、委員の交代について報告をいたします。この度、渡辺委員が辞退され、新たに毎日新聞の論説委員でおられる伊藤委員及び日本労働組合総連合会の事務局長でおられる南雲委員に御参加いただくこととなりました。それでは、自己紹介をお願いします。

○伊藤委員：毎日新聞の伊藤と申します。私、6年ほど前まで法務省を担当しておりました。この度委員になりまして、一生懸命やらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○立石座長：よろしくお願いたします。もう1人の南雲委員に関しましては、今日所用で欠席ということでございます。また次回自己紹介をお願いしたいと思います。ここで、稲田大臣官房長は、公務のため退席されます。

それでは、本日の審議事項につきましては、事務局から説明をお願いします。

○秘書課長：お手元の配布資料の1から7の関係でございますけれども、審議の前に資料1から4に基づきまして、政策評価制度に関連した最近の動きにつきまして、事務局から御説明を申し上げたいと思います。その後、資料5から7に基づきまして、平成21年度に当省が実施した施策につきまして、概要を説明させていただき、御意見、御質問等をいただいて、審議を深めていきたいと考えております。なお、お手元に青いファイルがございますけれども、これは、関連する法令や閣議決定等につきまして、まとめたものでございますので、適宜御参照いただければと思います。本日の審議の流れ、それから資料の説明については、以上でございます。

○立石座長：それでは、佐々木官房参事官から御説明をお願いします。

○佐々木官房参事官：それでは、今お話にありました政策評価制度に関連した最近の動きについて、事務局から御説明を申し上げたいと思います。政策評価につきましては、御案内のとおり昨年の行政刷新会議の事業仕分けを受けまして、政府事業が軒並み廃止、あるいは縮小の方向で見直されることになったのですが、この政策評価につきましては、機能強化すべく見直すということが決定しておりまして、総務省から、「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」という形で方向が示されたところであります。その中で政策評価につきましては、「各府省の情報公開の徹底を図りつつ、予算編成等に真に役立つ機能へ重点化すべき」とされております。その方針に従いまして、今般、総務省から、政策評価を通じて行政機関の国民に対する説明責任を更に徹底し、国民本位で質の高い行政に資するための取組等を定めました「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」あるいは「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」等が示されております。それでは、資料1を御覧ください。これが、ただいま申しました「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」でございます。これは、本

年5月28日に政策評価各府省連絡会議というものがございまして、当省の構成員は秘書課長でございますが、これにおいて了承され、策定されたものです。これに従いまして、各府省庁が取り組んでいくということでございます。各府省庁が作成する評価書が、国民による評価や判断に資するよう、評価の対象とした政策に関する情報を国民へ分かりやすく提供するために、評価書の役割等を明確にすることを目的としたものでございます。若干内容に触れさせていただきませんが、その資料の1ページから2ページにおきまして、(2)評価書作成等に当たっての留意事項とありまして、項目が列挙されております。例えば、評価対象施策の目的、あるいは政策体系上の位置付け、政策効果の把握の手法、そして、その効果等を評価書へきちんと記載するという事。それから、2ページの⑤になりますが、学識経験者の知見の活用の時期及び方法並びに意見の反映内容の概要につきましても評価書へきちんと記載するという事。それから、同じく⑥になりますが、その評価の過程で使用した資料、具体的には、データ、あるいは文献になりますが、その名称あるいはどこにあるか、所在等を評価書へきちんと記載するという事。それから、⑦につきましては、政策評価の結果、それから、その結果の政策への反映の方向性をきちんと評価書へ記載するという事が記載されております。そして、資料の3ページの2になりますが、学識経験者等からなる会議資料の公表、あるいは会議の公開、一般傍聴を可能とするということ及びインターネット配信等の取組を推進するという事とされております。ここに記載されている取組のうち、評価書への記載が求められているものにつきましては、本日御議論いただく評価書へ記載をしております。ただ、会議資料の公表、会議自体の一般傍聴あるいはインターネット配信等の取組につきましては、今後皆様方に御意見をいただき、御相談をさせていただきながら次回の会議に向けて検討を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それから、資料2については、ガイドライン策定に伴いまして、政策評価の実施に関するガイドラインについて若干記載事項が重複しているところなどを削除するという形式的な改正が行われましたので、御参考にお届けしているものでございます。それから、資料3でございまして、先ほどのガイドラインと同日付けをもちまして策定されました「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」というものです。これも一時期話題になりましたが、国税におけます租税特別措置、地方税における税負担軽減措置等に関しましても政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、その政策評価の内容、あるいは手順等の指針をとりまとめたものです。具体的に評価の対象が義務付けられている税目といたしましては、政策評価法施行令におきまして、「法人税、法人住民税、法人事業税」となっております。その他の税目につきましては、政策評価に関する基本方針において、積極的かつ自主的に評価に取り組むよう努めなければならないこととされております。当省においては、「電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税の特別控除」が、その努力義務規定の対象となっておりますので、御報告させていただきます。

さて、予算編成に資する政策評価を推進し、政策評価と予算・決算の連携強化に資するものになるように努めること。これが方向性として示されておりますが、これに関連いたしまして、本年から試行される「行政事業レビュー」の結果を関係する政策評価において活用することとされております。ただし、政策評価と「行政事業レビュー」との関係、具体的な連携の在り方等については、現在、総務省と行政刷新会議において意見交換等が行われているところであり、

その結果を踏まえ、今後、総務省から指針が示される予定です。当省で実施しました「法務省行政事業レビュー」の公開プロセス等に関しましては、後ほど、官房会計課から御報告いたします。

次に、政府として最優先すべき政策、いわゆるマニフェストに掲げられた主要な事項等がございますけれども、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」、前回の政策評価懇談会でも若干御説明させていただきましたが、この件につきましては、引き続き、国家戦略室において、導入に向けた検討が進められているものと聞き及んでおります。

私からの御説明は以上ですが、今後も、こうした取組をはじめ、先生方の御専門の知識や御経験などに基づく御意見をいただく場面が多々あるかと存じますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、マイクを官房会計課に渡したいと思ひます。

○佐藤官房参事官：それでは、引き続きまして、官房会計課で予算を担当しております官房参事官の佐藤と申します。よろしくお願ひします。

私の方から「行政事業レビュー」の公開プロセスの関係について御説明いたします。資料は、お手元の資料4-1、4-2になります。その一番最初、資料4-1の1ページでございますが、これは本年度の法務省行政事業レビューの行動計画で、この4月7日に法務大臣において決定されたばかりであります。その第1のところの「目的」のところ、行政事業レビューとは何かということが書いてありますが、予算の支出先や使途の実態把握、自己点検等を行って、予算要求段階から予算編成過程を国民に開示するために実施するものだという記載がございます。先ほど官房長が申しましたように、各府省が自ら行う事業仕分け、このように理解していただければと思ひます。「行政事業レビュー」という言葉は、あまり馴染みがないということから、新聞等で「自己仕分け」、各府省の「独自仕分け」などといった言葉で報道されておりました。自ら行う事業仕分けでございます。ですので、法務省だけでなく全府省がそれぞれ行っております。「目的」のところですが、事業目的に即した予算の企画・立案、予算要求及び予算執行を図るということでございます。第2の「取組体制」ですけれども、法務省における取組体制とされておりまして、責任者がチームリーダー、担当者がチームの事務局長及びメンバー、実施主体は、法務省予算監視・効率化チームということでございます。1枚めくっていただけますでしょうか。「別紙」がございまして、これがチームの設置についてということでございます。これの2のところ、チームの構成が出ておりまして、リーダーが加藤公一副大臣でございます。事務局長は官房長でありまして、メンバーはここに掲げている者でございまして、官房の課長やあるいは各局の総務課長等でございます。3の「アドバイザー」でございますけれども、チームにアドバイザーを2名以上置くことになっておりまして、リーダーが外部の有識者から委嘱をするということになっておりまして、法務省では実際には3名委嘱しております。1枚めくっていただけますでしょうか。資料4-2のところ、これは実際に6月3日に行われた公開プロセスの概要ですが、ここに評価者が6名いますが、上から2番目、公認会計士の伊藤大義先生、4番目、産業技術大学院大学の瀬戸洋一教授、そして、本懇談会の委員を務めておられます中村美華法務シニアオフィサー、この3名が法務省が委嘱した有識者でございます。その他の3名は、行政刷新会議からチェックのために来られた有識者でございます。ちょっとページが戻りまして、資料4-1冒頭の第3のところでございます。ここで「行

政事業レビューの実施方法」というのがございます。事業と申しましてもどのように切るかというところが難しいところがございますが、国民に分かりやすい事業の整理に努めて、「行政事業レビューシート」を作るというのが基本的な作業になります。最終的な予算の支出先や用途の関係が分かるような形でシートの様式が定められています。この事業の数なのですが、法務省全体で、75の事業単位に分けています。これはかなり細かいですが、政策評価の方では、例えば、政策が14でありまして、政策体系の評価対象の施策が29であります。それと比較しても75というのはかなり多くて、予算の執行ごとに分けているというのがお分かりいただけるのではないかと思います。「自己点検」のところにも、事業仕分けと同じでございますが、本来の事業目的と一致しているか、加えて、真に効率的・効果的な支出となっているかなどについて点検するというところでございます。基本的には、お金の使い方についての点検に重点が置かれているわけでありまして、先ほど官房長が申しましたように、政策の実施のための予算であり、お金でありますので、最終的には、そういった観点から見直して、しかもそれを予算の次の要求に反映させていくということでございます。1ページめくっていただきまして、一番上に「公開プロセスの実施等」というのがございます。これがまさに、事業仕分け、公開の場で行うという部分で、すべての事業について行うわけではありませんが、一部の事業について、事業仕分けの形式で行っているものでございます。先ほどの評価者もこの公開の場で質問等していただくという形で実際に行われました。全省統一的去るものですので、行政刷新会議から指針が示されて、各府省統一的去る行っています。4のところですが、繰り返しますが、ここがポイントで、その結果を公表したり、概算要求に、次の要求に反映させるということが書いてあります。全体の事業数が75もありまして、公開プロセスを実施したのは、時間の都合等もあり、5つの事業だけあります。残りの70事業については、公開では行いませんが、レビューシートを、今月を目途に公表し、併せて国民及び職員からの意見・提言を募集しまして、最終的には、8月31日の概算要求までに反映させた形にするというところで、公開の事業と非公開の手続で行う自己点検が、最終的には概算要求の段階で一致するという手続でございます。近々事業シートをホームページで公開する予定であります。一番最後の「その他」のところ、必要な場合には、この計画自体を適宜見直すということにしておりますが、本年は、試行で全く新しい取組でございますので、来年度から本格的な実施を目指すということで行政刷新会議からもそういった指導を受けておりますので、必要に応じて見直していくということでございます。一枚めくっていただいて、「行政事業レビュー行動計画スケジュール」です。先ほど口頭で申し上げた行動計画のスケジュールを表にしたものですが、今の時点でも若干前後したりするなどの変更がある状況でございます。試行でございますので、若干作業が遅れたり、あるいは少し早めにできることも生じております。先ほどちょっと見ていただいた資料4-2の頭でございますが、外部の有識者、中村先生を含め6名の方が評価者ということで、官房長、そして会計課長も出席し、各局が事業に関して説明をして、本年6月3日に行われました。場所は、法務省の1階にある集団処遇室でございますけれども、そこで行われました。本来ではリーダーである副大臣が出席するはずだったんですけども、都合で出席できず、代わりに官房長が取りまとめを行っております。ページをめくっていただきまして、ここから5つの事業に関するものでして、左のページがその5つのページを取りまとめた結果、事業名がそれぞれ記載されていますが、上からいくと、「被收容者生活経費」これが矯正局、「バイオメトリクスシステムの維持・管理」が入国管理局、次が民事局関係、次が刑事局関係、人権擁護局、こういった

形で、事業の選択としては幅広い局から選んでおり、なるべく事業規模が大きくて、継続的にやっているものを選んでおります。評価結果は真ん中にありますが、「一部改善」が2つ、「抜本的改善」が3つということになりました。選択肢の中には、「廃止」というのと「現状のまま」というのもあるのですが、この2つの結論は、多数決ではございますけれども、ありませんでした。次に右のページです。「被収容者生活経費」というのは、刑務所等に食事と最低限の衣類ということでございます。予算規模は、平成21年度で159億ありました。上半分は、支出の把握水準とか、あるいは説明がどれくらい分かりやすかったかといった観点のものです。下半分が結論に結びつくものでございまして、ここでは「一部改善」が4意見ということで、それが多数意見になっております。具体的には、衣服に関して一括購入でコストの効率化を、あるいは被服の品目を統合してそれを一括購入に結びつけるべきだとか、「調達」をトータルコストの観点から検討する必要があるといったことが指摘されています。一番上のほうですが、お米の調達に関しても、検討するということが言われております。次のページでございます。ここから3つに関しては、システム関係という点で共通しております。外部の有識者の方の中には、IT関係の専門家の方にも入っていただいております。最初が入国管理局関係のシステム、次が民事局の地図関係のシステム、検察関係の総合的な基幹システムこの3つのシステムの関係です。それぞれの予算希望は、41億、143億、19億です。最初の2つが「抜本的改善」というのが多数意見になりまして、検察の関係は、「一部改善」というのが多数意見になります。その違いですが、検察の方の関係は、目的などについては、すんなり議論が進んで、個別の論点、アプリケーション保守が開発業者1者入札になっていることから、高いのではないかということで、そういったアプリケーション保守について、どうやって調達で多数の業者が参加して、より安くするためにはどのようにすべきかという個別の論点について「一部改善」ということになりました。あとの2つについては、バイオと言いましても、主に自動化ゲートの関係が議論になりまして、長いスパンで、どれだけ費用対効果があるのか、導入してからどれくらいのお金をかけて、今後どのようにしていくのか。そういうところの根本的な議論が集中的に行われました。地図関係も同じでございまして、長期のスパンで考えて、単に各年度の運用コストの削減だけではなくて、そもそも開発コストから考えて、全体像としてそれが合理的だったのかというところに議論があり、いずれも「抜本的改善」という結論になったものです。ただ、評価者としての結論は、出ているのですが、先ほど官房長も申しましたが、政務三役とも調整して、最終的には、予算要求のときまでに、どのような形でそれを反映させるということを決定するということになります。ですので、最終的な法務省としての意思決定ではありません。最後に人権関係でありますけれども、こちらも「抜本的改善」という意見が多数でありまして、1つだけ「廃止」という評価が入っております。人権教育啓発推進センターという公益法人に委託して行っている事業の関係で、人権ライブラリーとかデータベースとか、人権啓発フェスティバル事業を行っているのですが、もちろん必要性は誰も否定しないのですが、それがどういう形で効果的・効率的に行われているのかという検証が難しいところでありまして、その点について説明したところではあります。例えば第三者に検証してもらうなど、よく検証できるようにするべきとの意見がありました。公益法人から更に外に委託している契約については随意契約が多いので、そこは官公庁と同じように一般競争入札を導入した方がいいといった結果が出ているところ。私からは以上です。

○立石座長：ただいま、報告をいただいたところですが、今の報告について何か御質問がござい

ますでしょうか。

○寺尾委員：75事業のうち、5事業について公開なさったということなんですけど、75のうち5事業というのは、少ないと言えば少ないですね。他省庁はどれくらいの事業があって、どれくらいの割合で公開したのでしょうか。

○佐藤官房参事官：正確な数字はこの場にはないのですが、行政刷新会議の事務局といろいろ調整しまして、実はもうちょっと候補を多く考えて調整をしたのですが、法務省の事業というのは、そもそも廃止とかお金の単位で効率化を説明するのは難しいのもあって、それでいろいろ調整している過程で最終的にはこれくらいでよいであろうと。他の省庁とのバランスについては、刷新会議の方でも御覧になっているだろうと思いますが、何百という数の事業があるようですので、全体の事業単位自体はそんなに多くないということと、ちょうど1日の午後分、これくらいが適当であろうとなった次第でございます。

○寺尾委員：結論についても、「抜本的改善」というと、事業自体にとっては、かなりショックな評価ですね。それが5つのうち3つ出てきたというのは、そもそも事業を選ぶ際に、何となく結論を予測していらっしゃるのではないのでしょうか。そのへんはいかがでしょうか。

○佐藤官房参事官：それはなかなか微妙なところはあるのですが、行政事業レビューの最初に会計課長から論点について説明を行うのですが、それは昨年の事業仕分けのときは、財務省の主計官の方から説明した役割を会計課長が果たしました。そういう意味では、公開の場で1時間限りで終わる、結論まで至るということは事前に相当論点を詰めて、先生方の御関心を踏まえながらという部分があります。しかし、実際にやってみると、議論の進め方、質問の出方、それに対する答え方、まさに中村先生はその場にいらっしゃいましたけど、必ずしも想定したとおりにならず、どんどん議論が発展していったり、あるいは非常に根っここの部分、平成21年度だけでなく、事業開始の年度からの問題であったり、必ずその場で十分な説明ができなかったり、いろいろなことがありました。そういう形でこういった結論になりましたので、事前にシナリオがあって、こういった形になったということは全然ありません。実際にやってみなければ分からないということでありました。「抜本的改善」というのは、非常に言葉がきついように感じますが、選択肢が4つしかございませんので、まとめるとそういうことになり、「廃止」よりはマシということになります。いずれホームページで議事録を公表することになります。中身のコメントや議論の内容等を子細に見ますと、やはり大事なことや目的は分かる、しかし、この部分はどうか、といったその部分に説明をしていないことが「抜本的改善」ということなので、事業全体ではなくて、その論点になったことについて、お示しすることになる。そういった宿題をいただいたと思っております。

○立石座長：よろしゅうございますか。他にありますか。良いようでございますので、議事を先に進めたいと思います。

それでは、本日の議題でございます「平成21年度法務省事後評価実施結果報告書」について、御議論をいただきたいと思っております。初めに一般事業について御議論いただきたいと思っております。まず、基本政策I「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から評価の概要を紹介いたします。

○山口秘書課付：本年4月から本懇談会の事務局を務めさせていただくことになりました、大臣官房秘書課付の山口でございます。どうぞよろしく申し上げます。私の方から評価の概要について御説明差し上げたいと思っております。御説明の前に、お手元の資料で資料番号を付していませ

んけれども、「平成 21 年度法務省事後評価実施結果報告書」（案）の修正についてという 3 枚紙で一覧表が付いているものがあるかと思えますけれども、これは事前に皆様方にお送りいたしました報告書案の一部に誤り等がございましたので、その正誤表でございます。本日お配りいたしました資料 7 の評価書案につきましては、ここに一覧にされている修正が反映されておりますので、大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひします。それでは、評価の内容について御説明いたします。

まず、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について御説明いたします。評価書では資料 7 の 5 ページからがこの施策の評価書となっております。この施策は、経済活動にかかわる民事・刑事の基本法制の整備を行うというものです。昨年度までは、各年度ごとに検討・整備した基本法制について、中間報告という形で御報告いたしましたけれども、本年度は、平成 13 年度から 21 年度までに実施しました法整備の取組について、法整備によりもたらされる効果を分析した上で、必要かつ十分な法整備が実施できたかについて評価を実施いたしました。内容ですが、これまでの法整備活動により成立した法律は 24 本でございます。個々の立法の効果等につきましては、資料 7 の 19 ページ以降に添付しております「立法作業シート」というものがありますが、ここで分析・評価を行っております。全体的な評価の内容ですが、大きく民事、刑事に分かれておりますが、民事関係では、新たな制度の導入、あるいは既存の制度の見直し等によって、我が国の経済活力の維持・向上や国民に分かりやすい司法の実現という目標に寄与することができ、また、刑事関係では、支払用カードに関する犯罪等への適切な対応が可能となるなど、全体として一定の効果が得られたものと評価させていただいております。なお、平成 22 年度以降についても、様々な基本法制に関する立法課題に対応するため、引き続き法整備を進めていくこととしております。

続きまして、「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」という施策についてですが、お手元の資料 7 の 80 ページ以降でございます。これにつきましては、本評価書作成後に新たに判明した最新のデータがございますので、先にそれを御紹介いたします。資料 7 の 80 ページを御覧いただけますでしょうか。80 ページの少し下、「参考指標 2」という欄がございますけれども、この表にデータが記載されていますが、平成 21 年度の件数が空欄となっております。この平成 21 年度の件数が 867 件という形で判明しております。同様に、82 ページをご覧ください。こちらの真ん中より上に表 2 というものがございますが、この表でも平成 21 年度の件数が空欄となっております。このうち、先ほどと同様に受理件数が 867 件、終了件数が 861 件となっておりますので、御紹介いたします。

それでは、この施策について御説明いたします。裁判外紛争解決手続、これは ADR と呼ばれていますが、この手続は、御承知のとおり、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決を図る手続です。この ADR の利用促進を図るために、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が平成 19 年 4 月 1 日から施行されております。今回評価対象としておりますこの施策については、平成 21 年度において新規に評価対象としたものであります。この施策は、認証紛争解決手続、これは「かいけつサポート」という愛称がございますが、この手続が国民にとって身近な紛争解決手段として定着するよう利用の促進を図るために取り組むというものであります。評価の内容ですが、指標とした民間紛争解決手続の業務の認証の数は前年度を上回っており、また、参考の指標といたしました制度説明会等の実施状況や手続の利用実績からしても、一定の効果が得られたものと評価をさせていただいております。ただ、全国的に見れば、認証

を受けた事業者の数はいまだ十分とはいえないということで、本施策につきましては、引き続き実施していくこととしております。

基本政策 I に関する説明は以上でございます。

○立石座長：ただいまの説明に関する皆様からの御意見・御質問等いただきたいと思っております。

○川端委員：今後、政策評価の資料を公開していくということで、読みやすいもの、分かりやすいものにしていかなければならないと思うのですが、今回非常に詳しくなったせいか、逆に読みにくくなっているのではないかという気が、私自身は、しているのです。それと説明が分かりにくいというか、自己評価のためにどこまで時間と労力を割くということがいいのかという問題とも絡むんですけども、事後評価の仕方としてどうかと思う記載がありましたので、その点を指摘させていただきます。例えば、6 ページに破産法の改正の評価をしているわけですが、評価の根拠というのがですね、1 冊の本に書かれている内容を援用しているだけなんです。それと改正破産法は、平成 16 年に成立して、施行が平成 17 年 4 月 1 日からですけども、「破産件数が高水準を維持しており」と評価されていますが、新受件数として、平成 20 年度、21 年度のが載っています。しかしこの新破産法が非常に意味のある改正を行ったんだということを言いたいのであれば、改正前の水準と改正後の水準を比べるのではありませんかと思っております。施行してから 3 年以上経った年を 2 つだけ並べて、高水準を維持していると書くことができますね、新破産法が非常に意味があったと言う評価と、ほとんど関連性がないのではないかという印象を持ちました。同じ意味で、破産管財人の選任割合が増えているという表も、平成 17 年度からになってますけど、これも改正前が一体どういった水準だったのかということと比較しなければ、意味がないのではないかと思います。その次の民事訴訟法の改正については、これは記載が不親切な点ですけども、いつ改正法が施行して成立して、いつから施行したかというのが後ろの立法シート見なければわからないという書き方になっています。これくらいはこの前のところに書いてもいいのではないかと。また破産法と同じように、施行されてからのデータをいろいろと比較してるんですよね。これは、施行前と比較してみると多分意味のある変化があった項目なんじゃないかなと私は思っているんですけど、それが全然分かりません。これに比較して、刑事関係の方は、施行前、クレジットカードの不正被害の発生状況が、どんどん増えているのが、成立して施行してからどんどん減っていくという表が、きちんと 9 ページの表 6 で示されているんです。法律の改正が意味があったということが言えるデータが取れる場合、取れない場合というのが当然あると思えますけど、データを示してこの政策は意味があったと事後評価するのであれば、やはりこの表 9 のようなデータをきちんと示すということが必要なんじゃないでしょうか。これは、質問ということになりますが、認証紛争解決手続、かいけつサポートについて認証を受けた紛争解決事業者の一覧表、85 ページ以下に出ていますけれども、これは見ていくとなるほどと、こういうところに ADR やってもらうのは、非常に重要だろうと思うところが並んでいるんですけど、1 件だけですね、これは一体どういう事業者なんだろうと思ったんです。86 ページ 46 番の「合同会社コンサルティング岩田」というところが相続等に関する ADR、認証紛争解決事業者になっていますけれども、他は割と公的な機関、あるいはその事業者の団体、あるいはそういう紛争の解決のために作られたのではないと思われる NPO とかが並んでいるんですね、ここだけ営利会社が、しかもその相続等に関する紛争の解決についてということに関与を許されているように見えるので、なぜこのコンサルティング会社っていうのがですね、認証されたのかっていうのをですね、お答えい

ただきたいと思ひまして。

○立石座長：いかがでございましょう。

○山口秘書課付：まず、評価書全体として読みにくいという御指摘については、これまでも御指摘を受けております点ですが、今後ともできる限り分かりやすくしていくよう努力していきたいと思ひます。それから、民事関係のもので、評価の仕方ということですが、民事局お願ひします。

○民事局：民事局でございまして。御指摘ありがとうございます。やはり分かりやすい記載という点については、心掛けていたつもりですが、御指摘のとおり部分があるかと思ひます。書きぶりについては、また秘書課とも相談の上、今御指摘いただいたところを含めて、ベクトルを共有させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○山口秘書課付：評価の仕方につきましても、データがどこまでそろふのかという点等もございまして、確かに御指摘のとおりだと思ひますので、その評価の仕方につきましても、今後更に検討を続けていきたいと思ひます。それからADRの関係についてですが、司法法制部お願ひします。

○司法法制部：司法法制部でございまして。御質問ありがとうございます。元々は、このADR法の中では、認証申請をして、認証を受けることができるのがどういふものに限られるのかという点について、特に制限がございませぬ。一定の組織体制をきちんと整備して、きちんとやっただけであるという要件を備えたものについては認証をするという仕組みになっていまして。この合同会社コンサルティング岩田というの、NPO関係で紛争解決に取り組んでいたという団体ではなく、元々代表者の方が、紛争解決の分野に興味をお持ちであった、本業は建築解体業というあまり関係のない領域を営んでいた方なのですが、非常に関心が高く、その方が今般このような法律ができたことを契機に、自分もそういった分野についてやってみたいということで、弁護士さんなどの協力を得て申請をしてきたという経緯がございまして。一般のケースとは若干異なる団体だったのですが、資格要件については、精査をいたしまして、要件をクリアしていると判断いたしましたので、認証するということになりました。

○立石座長：よろしいですか。はい、どうぞ。

○伊藤委員：2点ほど質問させていただきたいと思ひます。1つは8ページ目の少額訴訟の新受件数のところで、平成17年度以降毎年2万件を超えているということで、身近で利用しやすいと結論付けていらっしゃるんですが、表を見ますと平成17年度をピークにして、その後4年間は減っているとも読み取れるのですが、そのへんの要因の分析をされていれば、教えていただきたいと思ひます。それと、2つ目がADRのところなんですけれども、82ページのところで、利用状況という表を見ますと、別紙2の実際どういった解決がなされたのかという点に照らしてみますと、例えば、平成19年度は、終了したのが34件で、87ページの別紙を見ますと、成立したのが11件に過ぎなくて、その他、当事者が離脱したりだとか、応じなかったとかという解決になっていると思ひます。同様に20年度も515件の終了のうち、89ページの別紙を見ますと、成立したのは208件、残りは同じように成立しないということです。このへんの解決の実態を見ますと、19年度より20年度の方が割合的によくなったと思ひますが、質的な部分からみると、多少疑問も出てくるのです。あと、平成21年度の内訳の数字も補足であれば、そのへんも是非教えていただきたいと思ひます。

○立石座長：お願ひします。

○山口秘書課付：基本法制の関係については、民事局お願いします。

○民事局：民事局でございます。少額訴訟事件の利用される領域というのは、ある程度傾向があるわけですが、一般論といたしまして、経済事情によるところが大きいと思っておりますけれども、当局において、この点明確な社会的要因としてこれが原因だという答えを持っている状況ではありません。経済事情によるということしか、今の段階では申し上げられませんが、今後の研究課題としてみたいと思います。

○司法法制部：ADRの関係について、司法法制部からお答えします。御指摘いただきました終了事由につきまして、成立ということで円満な解決とされた割合でございますが、19年度と20年度を比較しまして、パーセント的には上がっているという点は、御指摘のとおりだと思います。手続が双方の和解を取り持って解決するというところで、一方が拒否をしてしまいますと、最終的な成立に至らないというところがございますので、それを民間の事業者が取り組む中で、現在ですと約40パーセントの成立率ということになっておりますが、これについては、一定の評価を与えていいのではないかと考えております。ただ、御指摘のとおりこれが高いと言えるのか、満足のいく数字なのかと言われますと、まだまだ改善の余地はあるかとも考えております。民間の事業者が行っているということから、各事業者の基礎体力といいますか、解決能力に負うところも大きいのですが、今後ともこの数字の改善のために検討していきたいと思っております。もう1つ御質問のありました平成21年度の内訳については、申し訳ありませんが、全体の件数を集計するまでは間に合ったのですが、この内訳については、今日現在きちんとした集計ができていないというのが現状でございます。

○立石座長：いかがでございましょうか。では、川端委員どうぞ。

○川端委員：ADRという形で紛争が解決できるようになったというのは非常にいいことだと思います。ただ、それは、双方の合意がなければ解決できないということを考えれば、やっぱり少額事件の処理という、弁護士の立場から言えば営利的に成り立たない分野は、国が解決しなければならない。それが、双方が合意しない場合に、用意された手続として、ADRと両輪的に位置しないと社会の紛争を事後的にきちんと解決していくという社会は実現しないと思うんです。少額事件手続が整理された関係で、件数は少し増えたということだと思いますが、結局2万件台にとどまっているというのは、やはり根本的に制度を考えなければならないということを示しているのではないかと。膨大な暗数の少額事件があつて、それが相手が合意しないからADRでも解決できない、既存の訴訟手続では費用が計算に合わないということで対応できないという部分があるのではないかと、国としてお金をかけても抜本的な制度を考えるべきだと私は前から思っています。例えば、夜間法廷をあちこちで開いて、これを利用しやすくするとか。実は、簡裁を統合した際に、統合した簡裁で夜間にやるということも考えますという話もあつたんですが、実際には、それは行われなかったということもあります。2万件になりましたので、よく利用されているという評価ではなくてですね、もっと抜本的なことも考えなければならないという数字だと読んでほしいです。その点を申し上げておきます。

○立石座長：何かコメントはありますか。

○民事局：民事局でございます。御指摘ありがとうございます。裁判所の受入体制という客観的状况等も考慮しなければならない課題だと思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、この数字の見方、様々な評価の仕方があろうかと思っております。したがって、今後その点をどのように評価するかということの延長上に、制度の抜本的な改正が必要になるかどうかという

ところも、今後の研究課題にしていきたいと考えております。

○立石座長：はい、どうぞ。

○前田委員：11 ページですが、民事に対して刑事は、まだ完成していないものの評価だということになるんですけど、法が整備されて十分対応できたという評価をするとすると、本当に法務省には厳しい言い方になってしまうのですが、ここに出ている今後の課題として強制執行に関する犯罪が問題になっているとしていますが、強制執行が問題になったのは大分前で、もう沈静化してしまっているんですね。それから、サイバー犯罪、コンピューターのウイルス対策の法案についても、法務省として努力はしたけれども、国会が通してくれなかったというのももちろんあるのですけれども、現実のニーズに合わせて法整備ができたかできなかった、やろうとしてできなかったというものを入れ込んで記載するというのは、非常に難しい課題だと思います。国際的な組織犯罪の問題だとか、それは大きく穴が開いているわけですが、それは、法務省の問題ではないという面。サイバー犯罪は、これは法務省マターでないと言えそうではない。総務省と警察庁の管轄の問題であると。このへんの評価をどう書いていくかというのは難しいと思うのですが、少なくとも我々刑事の人間から見ると、クレジットカード犯罪だけについて、これだけ効果が上がったから、刑事基本法制としてある程度うまくいっているという言い方は、何となく肩すかしという感じはします。これは質問ではなく、意見ですが、骨組みの作り方として考えていただきたいと思います。

○立石座長：よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○山根委員：全体を通してですけれども、政策や事業を評価して、国民に分かりやすく説明責任を果たすということはとても大事だと思うのですが、評価作業の作業量自体が多いというように感じていて、それはどうなのかなという感想です。それから、この懇談会の知見の活用ということで、今後報告書にも実施時期や意見の概要等を記載するようですが、記載としてはどのようになるのでしょうか。特にコメントのなかったところについては、特になかったという記載になるのか。そのへん御予定があれば教えていただければと思います。それから、中身2点について御説明をお願いします。1つは39 ページ、具体的内容の3で「参与員制度の拡充」というところですが、国民から選任された参与員の関与を求め、その意見を聴くことによって、評価としてとても利用しやすいものになった、効果が得られたということなんですけれども、実態を教えていただきたいと思います。それから、もう1点、65 ページ、「消費者契約の特例」というところなんですけれども、こちらも立法したことによって消費者の保護が図られたということになっているのですが、具体的な事例等があれば教えていただきたいと思います。

○立石座長：お願いします。

○山口秘書課付：まず、事務局からお答えします。この懇談会の知見の活用についてですが、はっきり決まってはいませんが、今のところ考えているのは、この場で御意見があった内容につきまして、概要を記載するということを考えております。意見のなかった部分については、特に何も記載しないという形で考えております。御質問2点ございましたけれども、民事局お願いします。

○民事局：民事局でございます。まず1点目の参与員の関与の仕方のところですが、具体的には離婚訴訟等におきましては、参与員に選任されますと、例えば当事者調べ、当事者は夫婦であります、この方々を尋問するときに参与員を手続に関与させることとなります。こういう方々

が関与することが紛争解決の方法の1つとして非常に効果を上げているということ、この文章で表現しています。拡充が数字的にどのように推移してきたかということは、手元に資料がございませんので、今後、数字等の記載が必要であれば盛り込みたいと思います。あと、もう1点、消費者契約の特例につきまして、もう少し補足していただけないでしょうか。

○山根委員：67ページ「労働者と使用者のように力関係・・・」のところで、「強行規定の適用を求めることができるようになり、」消費者保護が図られたといった記載になっているわけでありませけれども、具体的にどのように進んだのかお答えいただきたいと思います。

○民事局：準拠法の選択の在り方につきまして、このような強行法規的な規定を設けるといこと自体が、契約関係上の強者、弱者というのを明文によって是正する余地を与えることができたと考えていることから、このような記載をしているところでございます。

○立石座長：その他、何かありますか。

○六車委員：ADRに関しての82ページですが、御質問というか感想です。82ページの下の方で、(2)必要性のウのところですが、この3行をどう読んでも緊急性というのがよく分からない。それから、「供給量を増加し、多様化させ、増加させ」と書いてありますが、これもよく分からない。最終的に「緊急性の高い施策である。」と言っていますが、どこで緊急性が高いと言っているのかが分からない。その次の「効率性（効果とコスト）」というのがあるのですが、これ3行読んで、3行終わったところで、最後に「この」とありまして、その次の行「この一見相反する2つの要請に対応するため、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。」というのは、何を言っているか全く抽象的で分からない。どうしようとしているんだろう。こここそ具体的に書くべきであるように私は思うのですが、読んでいて気になりました。

○立石座長：よろしく申し上げます。

○司法法制部：司法法制部でございます。御指摘ありがとうございます。今御指摘いただきました82ページの(2)ウの部分ですが、記載で意味しようとしたところは、私どもは、紛争解決事業者に対して認証をするというところを行ってございまして、認証して、一定の水準をクリアしたと思われる団体を世間的に公表することによって、お墨付きを与えたり、あるいは国民が安心して選択できるようにすることを目指して行っているのが認証という制度でございます。そういう認証事業者の数を増やしていくということにより、国民が裁判以外の紛争の解決を選ぼうとした場合の選択肢の数を増やし、それによって利用しやすくするという趣旨で、1行目にありますように、「国民に提供される裁判外紛争解決手続のサービスの供給量を増加し」と記載しております。表現については、多々御指摘もあろうかと思いますが、そういうことを意味してございまして、「紛争解決手段を多様化させる」というのも、裁判以外のいろいろな選択肢を国民が選びやすくするようにすることを意図して、このように記載してございます。そのために事業者数を増加させて、認証制度を定着させる。こういう考え方で記載をさせていただいたというところでございます。緊急性が高いのかという御指摘でございますが、これも司法制度改革審議会以来、裁判外のADRという手続が裁判以外の解決として国民に身近で魅力的なものであるようにしなさいという提言を受けたことにより、それを進めることがその趣旨に沿うことである、今やるべきことであるのではないかという趣旨で、このような記載をさせていただいたということですので。文章についてはいろいろ御指摘あろうかと思いますが、意図としてはそのような趣旨でございます。それから、もう1点御指摘いただきました(3)

の「効率性」の部分ですが、最後の部分抽象的で、文章的には、考え直すことが必要という感もありますが、ここで何を意図しましたかと申しますと、審査事由というのが、細かい部分にわたって本当にこの団体に解決を任せていいのかということについて数多くの審査条項があり、厳格に行うことで事務コストがかなりかかってきます。認証数を増やそうとすると、当然その事務作業量が増えてきますので、それを限られた予算の中で効率的に行っていますという趣旨で書かせていただいたということでございます。

○立石座長：はい、どうぞ。

○六車委員：ありがとうございました。よく分かりましたけど、やはり（２）の方は、国民の視点でもう一度見直した文章で記載し直した方がいいと思います。（３）については、そこにいる職員の方が、具体的に忙しくなったときには、こういうふう努力していますよと、あるいは予算定員が限られている中でこういうやり方でやっているということを記載すれば、そうやって努力しているんだというのが分かるのではないかと思いますので、御検討いただけるようですので、そうしていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

○中村委員：今の同じところで、事業仕分けと政策評価の方と関わりの部分もあると思うのですが、ここの部分を言っているのか迷ったのですが、司法制度改革の推進についていくつか書かれていまして、効率性のところで評価をするということになっています。効果対コストということで評価をすることになると、やはり法務省が何をやって、どういう形でお金をかけたことでそれについて効果が上がっているのかということを書いていただかないと意味がないような気がいたしますので、今口頭で御説明いただいた部分を多少敷衍していただければいいのかなと思いますけれども、どういうふうにお金を使っているのかという点について、もう少し具体的に書いていただければと思います。

○立石座長：いかがでございましょう。

○司法法制部：記載の方法については、秘書課と御相談させていただきたいと思います。

○立石座長：その他、いかがでございましょうか。

○寺尾委員：今年の評価に限らず、もっと根本的な問題なので、簡単に答えが出ることではないと思うのですが、前から気になっているので、一言申し上げます。人権の擁護の関係の評価を読んでいくと、基本的には、啓発活動と人権相談の事業についてそれぞれ評価することになっていて、制度がそうなっているので仕方がないと思うのですが、人権相談のところを見ていると、実は様々な種類の問題があるわけですね。それこそ、夫による暴力、息子による高齢者の母親に対する虐待、インターネットによるプライバシー侵害など、霞が関の発想からいうと、他のいろいろな所管の官庁があることが人権相談というパイプを通ることでここに来ているということですね。人権擁護委員さんに相談が来るのでここに来るということですね。そうすると、国の制度全体として見たときに、たまたま人権擁護委員さんのところにきたものが、こうやって把握されていて、それを評価するということになっている。私は、法務省の中に人権擁護を熱心にやるところがあることは大変いいことだと思っております。ただ人権というとても入るわけですね。そうすると、この制度なり、事業なりを評価する際には、そういう２本立ての制度になっている、つまり、こういった問題を抱えた方々は、他にもいろいろあったけど、たまたま法務省が設けているシステムに乗っかってきたということになります。そうでないのだとしたら、この点の分析が是非必要ですし、もしそうであるのならば、この点を評価に反映させないといけないと思います。今の段階では、そうではないことが前提にされて

いると理解されますので、そうであるとする、偶発的な事象を集積したものを評価するというところでいいかという問題があります。別な言い方をいたしますと、他にやっている官庁もあり、地方自治体が独自に取り組んでいるところもある。それとは別に法務省のこういうルートのあることの意味、それを制度の趣旨として目標を掲げないと、評価できないと思うんですね。単に件数が増えた減ったでは簡単に評価できない気がいたしましたので、意見として申し上げておきます。

○立石座長：よろしゅうございますか。意見としてということでございます。

私の方から1点質問したいと思います。裁判外の紛争解決を法務省として積極的に取り組んでおられる姿勢というのは、私は大変いいことだと思います。この解決事業者を増やすことによって、利用者が増えていくんだということなんですが、この例えば受理件数で平成21年度は、867件、終了件数は、861件。むやみやたらに増やすんじゃなくて、やはりこういった案件が増えているので、それに対応する専門的な知識を増やしていくかという、そういった因果関係があつて然るべきだと思います。ただ単に件数だけではよくないので、もう少し効率よくやるために、利用者のニーズを把握しながら、それに合った増やし方をしていくことをやっていただきたいと思います。

○司法法制部：司法法制部でございます。御指摘ありがとうございます。国民の選択肢が増えるようにするために、事業者数を増やしまして、それが利用の状況につながっていけばいいなと思っております。今御指摘ありましたとおり、いろいろな専門的な分野に関する事業者が増えていることもまた重要なことであろうと思っております。その関係で申しますと、例えば86ページの平成21年度に認証をした団体を見ますと、どういう紛争を対象とするのかは、一番右の欄に示してございますけれども、紛争一般というよりはかなり個別の紛争の解決を目指す業者というのが認証の申請をしてきている状況にあるのではないかと思っております。この傾向が続くことを期待したいと考えておる次第でございます。

○立石座長：それでは次に進みたいと思います。基本政策のⅡ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から評価の概要をお願いします。

○山口秘書課付：時間の都合もありますので、ポイントを絞ってご説明いたします。一般事業基本政策2についてですが、まず、検察権行使を支える事務の適正な運営についてですが、評価書は、資料7の91ページからですが、この施策は、検察機能のより一層の強化を図るためのものでございまして、この評価書の中では、3つの取組について目標値を設定して、評価を行っております。評価の内容につきましては、アンケート調査の結果、あるいは広報活動の実施体制、そういったものについて、それぞれ目標を達成しているということで、それぞれ効果をあげているというふうに評価をさせていただいております。続きまして、矯正施設の適正な保安警備及び処遇態勢の整備について、です。資料7でいいますと、118ページ以下になります。これにつきましては、平成21年度において新規に評価対象としたものであります。これにつきましては、職務執行力の向上を図るための保安警備訓練の実施、あるいは総合警備システムの整備の推進等に取り組んだというものであります。これにつきましても、アンケート調査、あるいは訓練の実施体制、あるいは警備システムの更新整備の状況、そういったものを指標にいたしまして、いずれも目標を達成している、ということで、それなりの効果が出ているのではないかと、そういうかたちで評価をさせていただいております。3点目は、保護観察対象者の改善更生についてであります。評価書資料7の125ページ以下、となります。この

施策は、保護観察対象者に対する処遇の充実強化、それから、更生保護施設の積極的な活用、これらに取り組む、といった内容となっております。評価の内容ですが、（保護観察対象者に対する）処遇の充実強化につきましては、4つの指標を設定いたしております。このうち、評点の部分については指標の目標を達成しておりますが、残りについては、残念ながら、目標を達成できていない。ただし、それ以外の指標、覚せい剤取締法違反関係の受理人員の傾向等を考えますと、それなりに、総合的には一定の効果を上げたのではないかと、そういうかたちで評価をさせていただいております。更生保護施設につきましては、2つの指標がありますけれども、いずれも目標を達成していると、そういうかたちで評価をしております。最後に、破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施についてですが、資料7でいいますと、137ページ以下になります。この施策は、例のオウム真理教に対する観察処分の厳正な実施、あるいは（破壊的団体等に関する）調査の過程で得られた情報の提供等を通じて、公共の安全の確保を図るというものでございます。評価の概要ですが、立入検査等の実施により、地域住民、世の中の不安感を軽減するなど、一定の効果が現れている。あるいは収集した情報を提供し、関係機関に情報提供する、そういったことによって、ある程度効果が現れたのではないかと、いうかたちで評価をさせていただいております。

基本政策Ⅱに関する説明は、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございます。それでは、基本政策Ⅱに関連して、何か御質問ございますでしょうか。

○川端委員：毎年言っているんですけども、通訳人の確保について、研修をする、そしてそれは意味があるっていうのは当たり前みたいなもので、内容も充実しているんだろうと思いますけど、50人にしか対象にできない事業であるという、その根本問題が、どう意識されているのかということです。93ページから94ページのところで、有効性について、この研修は有効であったということは書いてありますけれども、手段の妥当性というのは、他の施策との比較でしか評価できないのではないかと。50人しか対象にできない研修を続けることと、それ以外に考えられる施策との比較がなければ、手段が妥当だという結論は出せないのではないかと、思うんですね。そこがどうなっているのかということをお伺いしたい。あと、もう1つですね、その通訳の項目もそうですけれども、次の矯正施設の適正な保安警備やシステム体制の整備の項目もそうですし、被害者支援中央研修もそうなんですけど、アンケートを採るときにですね、アンケート自体がバイアスのある形で採られているのではないかと。一番はっきりしているのは、被害者支援の研修アンケートだと思うんですけども、これは110ページと111ページにアンケートがありますけれども、3択なのに、「非常に有意義」、「有意義」、「物足りない」という書き方で、ニュートラルな肢がないんですね。普通は、真ん中にニュートラルがあって、片側の方に評価するとか、片側の方に評価しないとかいうように、バランスのある形で選択肢が作られていなければならないと思うんですね。特に被害者支援が問題なのは、「物足りない」というふうに書く人だけ、理由を要求しているんですね。「物足りない」と丸つけたら、理由書かないといけないことになるんです。他の2つは、そのまま丸つけるだけで済みますよというアンケートで、これはアンケートの作り方としてですね、非常に問題があるのではないかと。効果を測るアンケートの作り方が項目によっていろいろなんです。肢の付け方とか。さっき言ったように、真ん中にニュートラルな回答を置いて、3段階にするか5段階にするかっていうのは、いろいろ考えて決められたらいいと思うんですけども、両側に同じだけ有意義と

認める側と、認めない側がくるような形の、アンケートの選択肢の設定をするべきではないかと思えます。それとも関係もあるんですけども、あの9割以上を有意義であると認めるとしていることを、評価の基準にしているということがですね、ある意味で、当然有意義だろうということ前提としたアンケートの肢のたて方につながっているんじゃないかというふうに思うので、本当に9割の人が、研修が有意義だと思わなければ、この政策は有効じゃないということでもいいのかというのか、いや、ちょっとパーセンテージが高すぎるんじゃないかということも考えた方がいいんじゃないかというふうに思いましたので、その点、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○**刑事局**：刑事局でございます。ありがとうございます。1点目の通訳人の件でございますけれども、何度かいただいておりました。随分それは検討しようということで、今年度で言いますと、予算の範囲内ですけど、50人を70人に増やしまして、先生の御指摘も踏まえまして、どこまで増やせるかということ刑事局で検討しております。それは増やすべきだと、政策としても増やしていくべきだと判断して、今年度は70人に増やしました。というふうな状況でございます。ここは、21年度事業事後評価だったものですからこういう記載になっているのですが、認識としてはそういう状況です。アンケートの点については、御指摘はごもっともだと思います。直したいと思っております。言い訳をしますと、実は、平成20年までは、被害者支援のアンケートは、ニュートラルな肢で「有意義」と「どちらとも言えない」、「物足りない」にしていたのですが、それで「有意義」が9割を超えているという状況だったものですから、担当者の方で、「有意義」だけだと逆に、いくつかの講義のコマがあるのですが、「非常に有意義」と「有意義」に分けていて、「非常に有意義」の方はそのまま継続してもいいだろうけれども、「有意義」としか書いていないのが多いコマであれば、今後もう少し研修が見直せるのではないかと、あるいは「物足りない」と書いたところに理由を求めていますのは、被害者支援員という、まさにうちの仕事に関係する人ですから、できる限り率直な意見を書いてもらって、直せるものはどんどん直したいという意識で、前年度までニュートラルにしていたアンケートですから、通訳人のところではこれまで御指摘いただいていたのですが、そこは御指摘いただいていたのですが、そういう意識で変えてしまったというのが実態でございます。ただ、政策評価との兼ね合いでいきますと、そのアンケートの採り方はよくありませんので、平成21年度はこのようにしてしまったのですが、来年度元どおりに戻したいと思っておりますし、他の選択肢が3択でやってしまったので、そこにはめてしまったということがありましたので、5択にすることも含めて、きちんと、これまで御指摘いただいた中で評価できるような形のものに変えていく必要があると思っております。その点は改めたいと思っております。

○**矯正局**：矯正局でございます。御指摘ありがとうございます。私どものアンケート回答も、「ためになった」、「ためにならなかった」の2点を中心なものですから、今後の訓練内容を充実させるという意味で、不十分な選択肢になっておりますので、改正する、直していくということで検討していきたいと思えます。

○**田辺委員**：では3点ほどでございます。1つは、検察のところの犯罪被害者等に対する対応のところ、犯罪被害者等に対する対応というのは、警察から始まりまして、検察それから、関係省庁とあると思うんですけども、やはり、警察がやっている犯罪被害者等に対する対応に比べまして、何やっているか分からない記述になっております。例えば、どのような相談を受けて、どこに話をしたか、というような情報が書いてあるんですけど、ここでは基本的には研

修をやってというところなので、それがどういう形の作業につながったか、また、どういう結果につながったのかということがもう少し見えるようにしていただかないと、中だけの評価になっていると思います。次の計画の段階では、もう少し工夫していただければと思っております。2点目は、保護観察等で、出所者の就職する方の数がかかなり減ったということに関してです。前年度と比べれば、かなり減ったということですが、結局は経済状況の影響とは思いますが、仮釈放者の中の問題の方々、高齢者を含めておりますので、もう少し内訳等が分かると、経済状況が影響をどの程度与えており、他の要因がどれくらい影響を与えているのかというのが分かると思われました。もう一つ、社会参加活動の実施というところでありまして、こここのところも、大分低調になっていると。特に活動場所の数というのが前年度に比べて減っているというところですね。そこも、次の130ページのところでですね、記述としては保護観察対象者の数が減ったからだとこのところが一つの論点になっているんだと思っております。ただ、おそらく因果関係というか政策的なアクションとは逆だと思っております。活動の場所を設けない限りにおいては、活動する人も増えない、それから全体的な保護観察対象者の中で、社会参加活動に費やす割合自体を更に増やすような働きかけというのがないと、減ってしまうんじゃないかと思われましたので、ちょっと因果関係が記述と逆ではないかと思つた次第です。

○山口秘書課付：まず、検察関係、被害者の関係については刑事局お願いします。

○刑事局：刑事局でございます。御指摘のありました、来年度の目標設定については、秘書課とも相談しながら検討していきたいと思っております。

○山口秘書課付：次に、その後2点ほど御質問がありましたので、保護局でお願いします。

○保護局：保護局でございます。まず、1つ目がいわゆる就労支援の関係でございます。先生に今御指摘いただきましたとおり、総合的就労支援対策等については、かなり力を入れて推進してきている最中ではありますが、平成21年の無職者数におきましては、今回、本報告書に記載しましたとおり、全体としても、ごく一部しか達成できていません。とりわけ仮釈放者につきましては、6.1ポイントの増加ということで、所要の目標値が達成できていない状況であります。本文の中でも記載しましたとおり、経済的な情勢に多く影響を受けているだろうと。例えば、一般の雇用に関する指標につきましても、この間もろもろの労働関係の統計ですが、大変悪化している厳しい情勢の中で、この就労支援対策を推進させていただいているというところですね。また、先生から御指摘のありましたとおり、とりわけ仮釈放者につきましては、受刑者の高齢化等が大きな要因としてあると、そういう意味では、内訳が示されていないことにより緻密な分析ができていない、まさに御指摘のとおりだと思っております。今後、もう少し実態に合った緻密な分析ができるような評価の方法につきまして、勉強させていただきたいと思っております。それから、もう一点、社会参加活動、主として少年を対象としてやっております。これにつきましても、私どもの活動場所の数を指標としてあげているんですが、これが平成21年度としては、目標を達成していないという状況でございます。人員減少が活動場所の確保に影響を与えているという因果関係が逆ではないかという御指摘については、まさにおっしゃるところ、私ども御趣旨は承知しております。活動場所の確保というのを指標に掲げたというのがそういう発想であったなと思っております。実務の現状におきまして、事件数が減り、また、参加の対象となる少年等の数も減るという中で、現場においては、活動場所を必要性に応じて確保したり、あるいは放棄したりという実務が行われていると、その結果としてこういうような数値に反映されているということだと思っております。ただ、そこは先生おっしゃるとおりでございます。

て、今後とも活動場所の確保に努めてまいり所存でございます。どうもありがとうございます。

○伊藤委員：2点ほど質問というか、意見も含めて言いたいと思いますけれど、1つは、通訳人のところなんですけども、ここに書いてありますように、通訳人の役目っていうのは、公正な通訳ということだと思います。そういう意味では当たり前ですが、取調官側に立って供述を引き出すということが目的ではないというわけですね。そういう目で通訳人セミナーのプログラムを見たときに、101ページになるんですけれども、検察サイドからの話ばかりで、特に2日目は、検察官から見た捜査通訳の留意点というプログラムがあるんですが、起訴されたら弁護人が付くわけで、弁護人から見た捜査通訳の留意点というようなプログラムもあって然るべきだと思います。そのあたりは、実際にですね、114ページにアンケートがあるんですが、それを見ると、「検察官の立場・視点からすると何がポイントになるのかについて理解を深めることができた」というような記述が最も多いんですけれども、こういうのも偏っている、ある種問題があるとちょっと思ったものですから、話を聞きたいと思いました。それと同様にですね、犯罪被害者のところのセミナーの研修日程を見ますと、109ページになるんですけれども、法務省側とか、あと法テラス側の話はあるんですけれども、講義の中に被害者側、被害者そのものっていうのはないんです。例えば、被害者団体に来てもらって、しゃべってもらおうとかですね、被害者支援員に対しての講義なのですから、そういうのはちょっと必要ではないかなと思ったんで、そういう事情を含めて、お伺いできればと思います。あと、もう一点、保護についてなんですけれども、129ページのところで、「協力雇用主」というのがあって、これは平成22年度から伸びているんですが、実際雇用されている人と対比するとこの人すべてを雇用しているわけじゃないと思うんですが、協力雇用主という方の定義を教えてください。この数字を見るとですね、21年から22年にかけて、435人から505人に増えて、確かに増加しているんですが、その前の3年に比べて、若干持ち直しただけということも言えるんじゃないかなと思います。そのへんのデータの分析と、更生保護施設について、最近の報道等を見ますと、全国各地で、地元住民の反対運動というのがありまして、そういう報道等を見ます。それは1つではなくて複数ですが。そういうものに対する理解を深めてもらうっていうのは非常に大切な役割だと思うんですが、そのへんについては記述がないので、そのへんについて、対応を取られているのであれば教えてください。お願いします。

○刑事局：刑事局でございます。1点目の通訳人セミナーの方でございます。通訳を正確に訳していただくということですので、検察官から見たっていうことよりも、取り調べてこういうことだっていうことで、検察の立場がどうか説明するのではなくて、捜査段階の通訳って基本的に供述調書を作成いたしますので、正確に訳していただく上で、どういう点が例えば供述調書や取り調べの中でやりとりされていることについて、通訳する上で問題になり得るかという、まさに正確に訳す実務的なところの説明をしていくというところでございます。検察官の立場、検察官の役割を説明するという観点では行っていないということは、まず御説明しておきたいと思います。コマの中で御指摘いただいたものを入れられないかはまた別途検討したいと思います。それから、被害者支援の方は、今年度、たまたまこうなっているんですが、被害者団体の方、あるいは今年度で言いますと、被害者心理に関する専門の先生のコマを入れたりとか、毎年、アンケートの内容であるとか、あるいは同じものにならないようにということで、中身を変えております。これは定型的なコマではありません。もちろん、委員御指摘のようなコ

マも非常に重要だと思っております、隔年で取り入れたりしておりますので、その点については工夫していきたいと思っております。

○**保護局**：続きまして、保護局でございます。更生保護活動に関して、3点委員から御意見を含めまして御質問をいただきました。まず1点目「協力雇用主」、私ども「ぬし」と呼んでおりますが、その定義については、法律上の厳格な定義をもっているわけではありませんが、保護観察対象者等の非行歴や、あるいは犯罪歴を承知の上で雇用してくださる雇用主、事業主をそういうふうと呼ばせていただいております。2点目といたしまして、その協力雇用主の数ですが、近年増加しているという中で、一方で被雇用者数の方は、若干少ないのではないかという御指摘かと思っておりますが、現実問題として協力雇用主の方々ですが、大半が中小零細の企業の方が多く、業種もかなり偏っています。そういう現状でございますが、先ほどのお話にもありましたが、厳しい経済情勢の中、仕事自体が事業主さんたちの中で減っており、新たに雇用する余裕もなくなっているという部分もあろうかと思っております。こういったことを何とか克服するという事で、日本経団連等のお力添えをいただきまして、就労支援を進めていくためのNPO法人である全国就労支援事業者機構が設立されました。それから全都道府県にも就労支援を進めていくために、特にこういった零細中小の雇用主を支えていくための役割をもった就労支援事業者機構の設立の支援を進めているところです。就労支援の関係につきましては、以上でございます。それから更生保護施設につきまして、全国各地で反対運動が起きているということですが、おそらく委員がおっしゃられているのは、更生保護施設の中でも国が直接設置し、運営する自立更生促進センターに関する報道等に関する事だと思っております。いわゆる「ニンビー」施設ということで、更生保護の全体の考え方については御理解いただきながらも、実際それが地元での反対運動に遭遇しているのが現状でございます。これは2つあると思っております。1つめは、総論では賛成いただいても、実際の更生保護については、一般の方々にはまだまだ御理解いただけてない部分があると思っております。そういう意味で広報活動をしっかりやっていくということ、それから国の施設の場合ですと、新設で今反対を受けている地域がございます。あるいは民間の更生保護施設ですと、これを建て替えるような場合に地元の反対運動にあっております。これは本当に地道に私どもの仕事について、地域の実情に応じて必要性、そこでやる仕事のやり方について説明責任なり情報公開などをしっかりやっていくという努力、広報といった形の働きかけ、この2本立てで対応していきたいと考えております。今後この報告書の中に記載していくかということはまた、勉強させていただきたいと思っております。以上です。

○**立石座長**：いかがでございますか。はい、どうぞ。

○**山根委員**：128ページで性犯罪者処遇プログラムの実施なのですが、受講前と受講後の評点の平均点というのが出ているのですが、当初予想されていたおりの効果が現れたという判断とみてよろしいのでしょうか。それと、参考指標1に再犯者数の数が出ていますけれども、これもプログラムの成果が現れたという判断をされたのかということをお教えください。また、評点を下げるのが今後の目標ということになるのかも併せてお答えいただきたいと思います。

○**保護局**：保護局です。性犯罪者処遇プログラムに関して御質問を頂戴いたしました。まず、指標2の評点の変化につきましては、これは正直申し上げまして、なかなかいい線いっているのではないかとと思っております。受講前と受講後で対象となる方の問題性についてはかなりよい方向での変化が起こっていたということが述べられています。それから参考指標1のいわゆる

再犯状況についてですが、これにつきましても、まだ実はデータの蓄積を始めたばかりでして、結論を急ぐべきではないと考えておりますが、そもそもプログラム実施中の状況はもちろんのこと、ここで記載されている数値は、受講後の再犯者数につきまして注2で注記しておりますとおり、受講後に性犯罪で起訴等された者としておりまして、性犯罪者につきましては、きちんとフォローアップしていると考えておりまして、そういう意味ではまだまだ楽観は許しませんし、きちんとした仕事をしていかなければならないのですが、この数値につきましては、本来ゼロを目指すべきものであるとは考えますが、現時点では評価できるのではないかと考えております。

○立石座長：他にありますか。どうぞ。

○寺尾委員：これは、受講者数が19年からになっていますが、平成19年から始まったからなのでしょうか。

○保護局：左様でございます。

○寺尾委員：再犯者数の表については、平成19年から平成21年までに受講した中の人で、現時点までに再犯をした人ということになるんですね。多いか少ないかという評価はなかなか難しいとは思いますが、このプログラムがないときに再犯率がどのくらいあったのかということ比べないと分からないですね。

○保護局：まさに寺尾先生がおっしゃるとおりで、ビフォー、アフターで比較しなければならないんですが、申し訳ございません。この性犯罪者の処遇プログラムを実施する以前状況の数値については把握できていないという状況でございまして、プログラムの実施後に初めて把握するシステムを作ったという次第でございます。

○寺尾委員：数値は探そうと思えば探せるのではないですか。性犯罪者の再犯者がどれくらいいるかというのは、当然データとしてはあるはずですね。

○保護局：もちろんそうなのですが、それについては把握をしていなかったという現状でございます。

○立石座長：すいません、進行役の差配で、まだ少し残っているので、次に移らせていただきます。

私の方からコメントだけを述べさせていただきたいと思います。従来、研修のところで、研修の内容についてもう少し充実したものにすべきというお話があったと思いますが、私もそのとおりだと思います。ただ、過去は2日間50人ということでやる、アウトプットの目標ということに留まっていたのが、今回はアンケート調査の結果として90パーセント以上という満足度の目標を達成しており、アウトカムの評価につながっているもので、私は、そういう意味では進んだのではないかと考えております。ただ、いわゆる広報活動について、1,200回とか、現実には1,300回を超したという大変精力的な目標をうたって、進めており、大変結構だと思います。ただ、単に数字だけに拘泥してしまうと相当無駄な部分が入ってしまうんじゃないかという心配があります。どういう目的で、どういう内容で何々という、何かそういう目的別のいわゆる件数的なものを分けて出していただけると大変ありがたいということでコメントしてお伝えしておきます。

それでは、基本政策Ⅲ、Ⅳについての御説明を事務局からお願いします。

○山口秘書課付：座長、大変恐縮ではございますけれども、成果重視事業についてもまとめて御説明差し上げてよろしいでしょうか。

○立石座長：お願いします。

○山口秘書課付：それでは、御説明いたします。基本政策ⅢからⅥの部分ですけれども、「人権の擁護」、「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」の関係、「出入国の公正な管理」、「法務行政における国際化対応・国際協力」の4つの政策について、評価をさせていただいております。「人権の擁護」につきましては、アンケート調査、あるいは相談件数等いずれも高い水準を保っているということで一定の評価をしております。「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」につきましても、人的・物的体制の充実等といった施策から一定の効果が得られたと評価しております。「出入国の公正な管理」につきましては、「新たな在留管理制度の創設」というものが新たに本年度から評価対象になっております。これは法改正したばかりですので、最終的な評価は、施行後の平成25年度を予定しています。「法務行政における国際化対応・国際協力」につきましては、国際研修、あるいは専門家等の派遣等といったものが一定の評価を得ているという評価をさせていただいております。それから、成果重視事業につきましては、「登記情報システム再構築事業」、「地図管理業務・システムの最適化事業」、「出入国管理業務の業務・システムの最適化」の3つの事業を挙げておりますけれども、いずれも中間報告でございまして、現時点では、いずれも目標達成に向けた取組が着実に進展しているという評価させていただいております。以上でございます。

○立石座長：それでは、先生方から御質問、あるいはコメントがございましたら、お願いします。

○六車委員：人権の擁護の150ページ、全国中学生人権作文コンテストについての感想ということになるかもしれませんが、数値の問題と内容の問題がここにあるような気がいたしまして、まず、どういったテーマで行ったのかというのがそこに書いていないような気がします。その採点の基準もよく分からない。それから、88万人の作文をどうやって読んだのか分からない。その中で、数値の枠の下は常に数値のこししか出てこなくて、人権というもつとも内容のことが問題となることについて、常に数字、数字、数字となっている。昭和56年からもう40年以上になると思うのですけれども、数が多ければいいのか。そこにどういう作文があったのか。そういう人たちの将来を考えるはずが、費用もかなりかけていると思うので、ここに書いてある表現は考えた方がいいのではないかなと思います。

○立石座長：いかがでしょう。

○人権擁護局：人権擁護局でございます。人権作文コンテストについて、確かにここでは実施状況に重きを置いた書き方をさせていただいております。もちろん、数だけではないということも承知しており、数からシフトしていく書き方をしていくように進めておりますが、啓発や人権に対する国民の理解という部分の評価の指標が難しいという部分があり、数値があるものについては、数値を出して、どれだけの方に御参加いただいているのかを示そうという気持ちから、このようになっております。ただ、御指摘のとおり人権作文コンテストで何をやっているのかというのが、ここでは明らかになっていない部分もありますので、書き方の工夫をさせていただきたいと思っております。人権作文コンテストにつきましては、人権擁護局が出しております「人権の擁護」という冊子、それから優秀作品を集めました冊子を毎年度作っております、それを配布しております。また、テーマを毎年毎年立てているわけではなく、人権について考えましょうという風に小学校や中学校で指導が長年続いております。人権作文を先生方の方で授業の一環として使っていただいていることもありまして、テーマも高齢者問題、障害者問題、それから同和問題等、そのとき心の痛みを感じたものについて、中学生なりに考えたことを書

いてきてくださるといふもので、テーマを毎年毎年設けているわけではありません。90万人近い応募者の作文をどのように読んでいるかということですが、人権擁護委員と法務局とが地方における人権擁護機関として活動しておりまして、そこである程度選別をいたしまして、地区大会、全国大会という段階を踏んで、優秀作品を集めて人権作文コンテストの総理大臣賞を選ぶというような仕組みになっております。この点、もう少し簡潔な方法で御紹介できればと思いますので、書き方に工夫をさせていただきたいと思っております。

○立石座長：よろしいですか。その他いかがでございますか。

○寺尾委員：優秀な作文集というのを、今度参考までに拝見させていただけないでしょうか。

○人権擁護局：承知いたしました。

○立石座長：私の方から1つよろしいでしょうか。これは、187ページの「出入国の公正な管理」です。評価時期は平成25年度で今回は中間報告ということになりますが、以前は5年間で不法滞在を半減させるというはっきりした数値目標でした。結果的に半減したという大変いい結果でしたけれども、ここにきて不法滞在者が発生しないような社会を作るんだといった目標を開始したという中で、具体的な数字の追及というのは継続してやっていかれるのでしょうか。抽象的なものになっているので、そのあたりがどうなんだろうという気がいたします。

○入国管理局：確かに、不法滞在者を5年で半減させるということで、平成16年以降力を入れてやってきました。更に引き続き縮減するということは当然やっております、1年間で約2万人の不法残留者を減らしたということで、確実にこれを減らしていくということは当然目標として考えております。具体的な数値を更に半減といったことは難しいところございまして、確実に縮減していくということでやっております。他方、新たな在留管理のシステムを構築いたしまして、不法滞在者を生まない社会を作っていくことによって、結果的に、日本に滞在される方の管理をしっかりとやっていくことによって、犯罪等を生まない社会に貢献していきたいと考えております。確かに数値目標は書いてありませんけれども、着実に縮減することを目標にやっております。

○立石座長：特に、最近中国からの観光客を呼び入れるということになって、ビザの要件を緩くして1,600万人くらいの中国の方が来られるのではないかと言われています。日本にとっては、観光客を増やすという意味ではいいと思いますが、ある意味で心配なところが少々あるわけで、そのあたりで何かそういったことが起こらないように、不法滞在の対策を採っていく必要があるのではないかと考えています。

はい、どうぞ。

○中村委員：人権啓発のところについての質問なんですけれども、148ページのところで、人権啓発フェスティバルに関する記載がありまして、私の理解だと一番上の表にあるとおり、人権啓発フェスティバルは、平成21年度においては岐阜県で2万1000人、宮城県で4万2600人に御参加いただいているということで、多くの方に御参加いただいているということですが、これに対してアンケートの数が岐阜県では101件、宮城県では1214件となっています。この人数に対するアンケートとしては、かなり少ない形になっているので、サンプルとして少し大丈夫かなという感じがいたします。ここで効果を測るということであれば、回収数に関する工夫が必要ではないかと思われました。これは質問なのですが、この後の方にアンケートのサンプルが付いているのですが、フェスティバルに関するアンケートというのは何ページになりますでしょうか。

○人権擁護局：申し訳ありません。人権啓発フェスティバルのアンケートについては、添付資料には入っていません。

○中村委員：人権啓発フェスティバルというのは、この中で人数的には重要な分野という感じがいたしますので、アンケートを付けていただいた方がいいかと思います。

○人権擁護局：承知いたしました。

○立石座長：その他いかがでございますか。

それでは、御質問、コメントはないようでございますので、今日の懇談会はこれで終わりたいと思いますが、今後のスケジュール等について、事務局の方からお願いします。

○岡村補佐官：本日は貴重な御意見をありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえまして、改めて評価書の内容について検討いたしまして、8月中を目途に取りまとめ、法務省ホームページで公表したいと考えております。次回の政策評価懇談会の日程につきましては、10月ころに、平成22年度法務省事後評価の実施に関する計画の見直し等について御議論いただく予定であります。開催に関しましては、計画の見直しの状況等を勘案の上、判断させていただきたいと思っております。詳細につきましては、後日、事務局から御連絡させていただきましますので、どうぞよろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。